

指定後の各種手続について（変更、休廃止、更新、手数料）

南泉州地域（泉佐野市以南）では、指定地域密着型サービス事業者等の指定・指導について、平成29年度より泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町を所管する広域福祉課が担当となりました。

広域福祉課では、指定地域密着型サービス事業者の指定、変更、更新、廃止、休止、再開等の届出の受理、指導等を行っており、各市町の介護保険担当課では、介護認定、介護保険料、介護保険給付等の事務を行っておりますので、各種お届け先に間違いがないかご確認の上ご提出下さい。

(1) 変更届出書の提出

変更届の提出は、変更があった日から10日以内に届出が必要です。「**変更届出書**」に**必要書類**を添付して届け出てください。

※ 届出が必要な項目、必要な書類、届出方法は、広域福祉課のホームページで確認してください。

※ 指定の有効期間内において、急な離職等やむを得ない事情で研修未修了者を後任に充てる場合は、事前に広域福祉課に相談してください。

研修未修了者の配置は、事業運営や人事管理に問題があり、事業所の指定取消事由に該当します。事業者は従業者に研修を受講させ、従業者の資質の向上や必要な人材を育成しておくべきです。

サービス名	対象者	認知症介護実践者研修 ※ 1	認知症介護実践リーダー研修 ※ 2	認知症対応型サービス事業 管理者研修 ※ 3	小規模多機能型等計画作成 担当者研修 ※ 3	認知症介護サービス等 開設者研修
認知症対応型 共同生活介護	管理者	●		●		
	短期利用共同生活 介護算定要件にお ける「十分な知識 を有する介護従事 者」	●	●			
	計画作成担当者	●				
	法人代表者					●
小規模多機能 型居宅介護	管理者	●		●		
	計画作成担当者	●			●	
	法人代表者					●
認知症対応型 通所介護	管理者	●		●		
看護小規模 多機能型 居宅介護※4	管理者	●		●		
	計画作成担当者	●			●	
	法人代表者					●

※ 1 旧痴呆介護実務者研修（基礎課程）を修了した者は認知症介護実践者研修を受講する必要はありません。

※ 2 旧痴呆介護実務者研修（専門課程）を修了した者は認知症介護実践リーダー研修を受講する必要はありません。

※ 3 事前に認知症介護実践者研修の受講が必要です。

※ 4 看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設者又は管理者に、保健師又は看護師が就任する場合は、研修修了者である必要はありません。

(2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出(加算)の提出

指定時に届け出た「介護給付費算定に係る体制等に関する届出(加算)」の内容を変更する場合は、届出が必要です。またサービスごとに、介護給付費算定に係る体制等の届出を受理した日で、算定開始時期が異なります。

ア 毎月15日までに届出受理した場合は「翌月から」、16日以降に受理した場合は「翌々月から」算定開始となるサービス

『定期巡回・随時対応型訪問介護看護（緊急時訪問看護加算以外）』 『夜間対応型訪問介護』
『地域密着型通所介護』 『認知症対応型通所介護（介護予防を含む）』
『小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む）』
『看護小規模多機能型居宅介護（緊急時訪問看護加算以外）』

イ 緊急時訪問看護加算の請求（加算等）については、以下の二つのサービスが、届出を受理した日から算定開始

『定期巡回・随時対応型訪問介護看護』 『看護小規模多機能型居宅介護』

ウ 各月末までに届出受理した場合、「翌月（月の初日の場合は当該月）から」算定開始

『認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む）』 『地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護』
『地域密着型特定施設入居者生活介護』

※ 必要な書類は、広域福祉課のホームページで確認してください。

※ 他市町村の利用者がいる場合は、区域外の指定を受けている市町村（指定権者）ごとに、加算等の届出をする必要があります。加算等の届出を行わないと、他市町村の利用者については、加算の算定ができなくなります。届出に関することは、広域福祉課や区域外の指定を受けている市町村（指定権者）にお問い合わせください。

※ **介護職員等処遇改善加算等**については、上記届出とは別に、算定を受けようとする月の前々月（4月から算定するならば2月）の末日までに、介護サービス事業所等ごとに、「介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書」を所管する指定権者に提出してください。また、各事業年度における**最終の加算の支払いがあった月の翌々月（3月まで加算を算定したならば7月）の末日までに**、「介護職員等処遇改善加算等 実績報告書」を所管する指定権者に提出するとともに、5年間保存してください。事業年度中に事業を廃止した場合も提出が必要です。なお、提出がないと加算の要件を満たさず、介護報酬返還の対象となることがあります。

(3) 廃止(休止・再開)届出書の提出

指定以降に廃止、休止、再開をする場合は、「**廃止(休止・再開)届出書**」の提出が必要です。休止、廃止の場合は、利用者へのサービス提供に空白が生じないように、利用者の希望を踏まえ、他の事業所等への引き継ぎ等の対応を行なってください。

※ 必要な書類は、広域福祉課のホームページで確認してください。

【休止の場合】

届出日・・・休止予定日の1か月前（休止期間は最大6か月）

【再開の場合】

届出日・・・必ず再開前に届け出てください。届出については事前にご連絡ください。

【廃止の場合】

届出日・・・廃止予定日の1か月前

(4) 指定の更新申請書の提出

指定事業者として事業を実施するためには、6年ごとに指定の更新が必要です。指定の更新を受けなければ、指定の効力を失い、介護報酬が請求できなくなります。更新手続きが必要な事業所については、直接、郵送等で更新の申請期限や必要書類の案内をしています。

※ 郵便事故等にも備え、「有効期間満了日」は事業者でも把握し、手続きを忘れないようにお願いします。なお、複数の市町村で指定があり、市町村ごとに有効期間満了日が違う場合もありますので、ご注意ください。

※ 事業者（法人にあってはその役員、開設する各事業所の管理者も）が指定の更新の欠格事由に該当するときは、指定の更新が受けられません。

※ 事業者が法人で、同一法人グループに属し密接な関係を有する別の法人が指定の取消処分を受けた場合には、指定の更新が受けられないことがあります。

※ 休止中の事業所については指定の更新が受けられません。更新申請までに再開届を提出し事業を再開するか、廃止届を提出する必要があります。

(5) 指定・更新に係る手数料

新規指定申請（事業開始時）			
地域密着型サービス		1 件につき 30,000 円	・ 同じ種類の地域密着型サービスと地域密着型介護 予防サービスを同時申請する場合 35,000 円（注 2）
	共生型地域密着型 サービス（注 1）	1 件につき 10,000 円	
地域密着型 介護予防サービス		1 件につき 30,000 円	
指定更新申請（6 年毎）			
地域密着型 サービス		1 件につき 10,000 円	・ 同じ種類の地域密着型サービスと地域密着型介護 予防サービスを同時申請する場合 10,000 円（注 2）
	共生型地域密着型 サービス	1 件につき 10,000 円	
地域密着型 介護予防サービス		1 件につき 10,000 円	

（注1）共生型地域密着型サービスとは、障害福祉サービスの指定を受けている事業者から、地域密着型通所介護の指定申請の際、当該指定の特例を適用する場合をいいます。

（注2）同一の事業所において、同じ種類の地域密着型サービスと地域密着型介護予防サービスを同時に申請する場合に限ります。